

## 障害のある人に対する情報保障のためのハンドブック（案）

### 目次

障害のある人のコミュニケーション手段を知る.....	2
視覚障害のある人が利用するコミュニケーション手段 .....	2
聴覚障害のある人が利用するコミュニケーション手段 .....	6
盲ろう者が利用するコミュニケーション手段.....	9
カラーユニバーサルデザイン.....	9
先進的な取組について知る .....	10
最新技術の活用 .....	10
自治体ごとの取組 .....	10
情報保障についてより詳しく知る.....	11
災害時の避難支援・避難所での支援 .....	11
用語解説 .....	11
参考になるウェブサイト .....	12
障害のある人の情報・コミュニケーション手段に関する相談先 .....	13
当事者・支援者・関係団体一覧.....	14

# 障害のある人のコミュニケーション手段を知る

## 視覚障害のある人が利用するコミュニケーション手段

### 点字

#### 点字とは

指先で触れて読む文字で、6つの点の組み合わせで表現されています。

縦3個、横2個の6箇所の点が一つの単位（マス）で、凸状の点の有無の組み合わせで五十音や数字、アルファベット、記号を表しています。

#### 【点字文書の写真】

点字は視覚障害のある人にとって重要なコミュニケーション手段ですが、全ての人が点字の読み書きをできるわけではありません。厚生労働省が実施した「平成18年身体障害児・者実態調査」では、点字が利用できる人の割合は障害者手帳の1級を持つ人で25%、2級を持つ人で13%にとどまっています。したがって、視覚障害のある人に配慮した文書等を用意する際には、点字だけには限定せず、その人ごとに適した形態を確認することが望ましいといえます。

#### 点字文書を作成するには

点字文書を作成するには、大きく分けて二つの方法があります。

一つは、点字文書の作成（点訳）を請け負う団体に依頼する方法です。費用や納期は団体によって異なります。具体的な請負団体については、地域の当事者団体や各自治体の障害福祉担当課に問い合わせてください。

もう一つは、パソコンの点訳ソフトと点字プリンタを利用する方法です。点訳ソフトによってテキストファイルを自動で点字に変換し、その結果を専用の点字プリンタで印刷することができます。点訳は自動で行われますが、段落の体裁など基本的な点字の知識は必要です。

#### 【点字プリンタの写真】

なお、封筒や案内板などに貼る点字シールを作成するための、点字機能つきラベルプリンターも市販されています。

#### 【点字テプラの写真】

#### 点字ディスプレイ

パソコンにディスプレイ（モニタ）を接続して目で内容を確認するのと同じように、点字ディスプレイを接続することでパソコン上の文字を点字で読むことができ

ます。点字ディスプレイの表示面には細かい点が並んでいて、文字の内容に応じて凸状に動くことで点字を表現します。ファイルを保存する機能を備えている機器もあり、この場合はパソコンと接続しなくても機器を持ち歩くことで外出先でも内容を確認することができます。点字ディスプレイを利用するためには、電子データでの情報を提供が欠かせません。

## **拡大文字**

### **拡大文字とは**

県内では平成 27 年度末現在で 11,000 人以上の人が視覚障害による身体障害者手帳を交付されていますが、全ての人が全盲というわけではありません。視覚障害のある人の中には、視力の低下や視野の狭さから見えにくくなっている人も多くいます。この場合、文字の大きさ、字体、太さ、間隔などに配慮した拡大文字を利用することで、視覚から情報を入手できることもあります。

### **拡大文字の文書を作成するには**

拡大文字の最適な大きさは、人によって異なります。特に、視野が狭い場合には大きすぎる文字は読みづらくなるので、可能であればあらかじめ読みやすい大きさを確認しておくことが最適です。たとえば、文部科学省が策定した小中学校用の拡大文字教科書の規格では、18～26 ポイント程度の文字を利用する児童生徒を対象としています。

元の資料を拡大コピーしただけでは、見やすい資料にはなりません。

パソコンで拡大文字を作成する際には、簡単に文字の大きさを変えられますが、これ以外に、以下の点にも配慮しましょう。

- ・ 字体……ゴシック体が読みやすいとされる
- ・ 太さ……あまり細い線は認識できない
- ・ 間隔……詰まりすぎていると字の識別が難しい
- ・ ページ数……長文の資料では元の資料のページ数が分かるようにする
- ・ 位置関係……「左図」「下の資料」などの表現でよいか

また、手書きで大きな文字を書いて伝える場合も、文字の大きさやペンの太さに留意しましょう。

## **音声**

### **音声テープ・CD・代読**

点字が利用できない人にとって、耳からの情報は非常に重要です。点字資料と並

んで、音声による資料が利用されることもあります。

たとえば、千葉県では、県内の視覚障害のある人を対象に、県政の重要施策や文化施設の案内、各種情報を点字又は音声により提供するため、「ちば県民だより」や「ちば県議会だより」等から記事を編集し、「点字広報紙」・「声の広報紙」として発行しています。「声の広報紙」は、カセットテープまたはCDに録音して希望者に郵送されます。また、点字図書館では、点字図書と録音図書の両方を扱っています。

また、音声資料が用意されていない場合でも、そばにいる人が印刷物の内容を代わりに読み上げる「代読」は簡単に提供できる一般的な手段です。ただし、その内容によっては周囲の人に聞こえないような配慮が必要です。さらに、第三者に代読してもらうこと自体に抵抗がある場合もあります。

## 音声コード

音声コードとは、二次元バーコードにテキストデータを収録したもので、専用の読み取り装置や、音声コードリーダーが搭載された携帯電話、対応アプリをインストールしたスマートフォンを利用してコードを読み取ることで、収録内容を音声で読み上げさせることができます。

### 【音声コードの例を表示】

現在、国内で利用が進められているコードとしては、日本視覚障がい情報普及支援協会（JAVIS）が開発している「Uni-Voice」があります。Uni-Voiceは、活字文書読み上げ装置（スピーチオ、テルミー）、音声コードリーダー搭載の携帯電話（一部のらくらくホンや簡単ケータイ）、スマートフォンアプリで読み上げが可能です。

視覚障害のある人が音声コードの存在を認識できるようにするためには、用紙の一定の箇所にコードを貼付（印刷）し、その脇に識別のための半円の切り欠きを設けます。

音声コードつきの文書を作成するには、音声コード作成ソフトをパソコンにインストールする方法と、印刷業者に依頼する方法とがあります。音声コード作成ソフトとしては、たとえば下記のものがあります。

- ・ Uni-Voice 作成ソフト「JAVIS Appli」

<http://www.javis.jp/>

Microsoft Word に組み込んで使用。平成 29 年 1 月現在、自治体・公共団体向けには無償提供されている。

また、印刷業者に依頼する場合は、

- ・ 上記ソフトで作成した音声コードを画像として渡して印刷を指示する
- ・ 通常の印刷物に音声コードを貼付して印刷するよう指示する

- ・ 帳票印刷の際に内容を音声コードでも印刷するよう指示する

などの方法があります。最近の例としては、「ねんきん定期便」や「マイナンバー通知カード」にその人ごとの内容を収録した音声コードが印刷されています。これらは個人情報を含んでいますが、音声コードであれば他人に代読してもらうことなく内容を知ることができます。

## スクリーンリーダー

スクリーンリーダーは、パソコンやスマートフォンなどの情報機器の画面上の文字情報や操作内容を音声で読み上げることで、視覚に障害のある人でも情報機器が利用できるようにするソフトです。Windows や MacOS などの OS が標準である程度の機能を備えているほか、PC-Talker、JAWS、NVDA、FocusTalk（いずれも Windows 用）などの専用ソフトがあります。また、NetReader のように Web ページの閲覧に特化した音声ブラウザや、ALTAIR のようにウェブブラウザ、メールソフト、テキストエディタなどを統合したソフトもあります。

従来の単機能の音声読み上げソフトでは、読み上げることのできる形式はテキストファイルにほぼ限られていましたが、スクリーンリーダーの発展と普及により、視覚障害があっても他の人と同様に様々なアプリケーションを利用できるようになった人もいます。電子データで情報を提供する際は、その人ごとに最適なファイル形式が異なる可能性があることに留意しましょう。

### 《困み記事》

- ・ 視覚障害のある人を誘導するには
- ・ 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の受け入れ

# 聴覚障害のある人が利用するコミュニケーション手段

## 手話

### 手話とは

手指の動き（指さしを含む）や表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する視覚言語です。ろう者は、手話を言語として日常生活を送っています。

手話は音声言語（日本語など）とは異なる言語体系を持ちます。五十音、数字、アルファベットなど、音声言語の文字そのものを表現する場合には、手指の形や動きで表現する指文字が使われます。なお、手話も音声言語と同じように、国や地域によって表現方法が異なります。

### 手話通訳を利用するには

手話通訳者は、手話と音声言語の両言語間を通訳し、それぞれを使う人の中でのコミュニケーションの橋渡しをします。手話通訳を利用する場合、依頼者によって方法が異なります。

- 当事者本人が日常生活のために依頼する場合……市町村の「地域生活支援事業（意思疎通支援）」として、居住する市町村に手話通訳者の派遣を依頼します。派遣される範囲や用途に制限はありますが、事業の財源は国や地方自治体が負担しているため、当事者の費用負担は原則としてありません。

当事者からの「手話通訳と一緒に訪問したい」という申出はこのケースが大半と考えられますので、その場合は訪問先が費用を負担する必要はありません。手話通訳者が同席できる環境を整え、通訳者のために本人と同じ資料を用意しましょう。

- 会議の主催者などが依頼する場合……市町村や県ごとに手話通訳派遣事業を実施している団体に申し込み、費用は依頼者が負担します。会議やイベントでは参加者の居住地や会場が同一市町村内にとどまらない場合も多いので、その際には県域全体の手話通訳派遣事業を利用することになります。

千葉聴覚障害者センター（手話通訳者・要約筆記者の派遣）

電話：043-308-6372 / FAX：043-308-5562

費用、手続き方法については、上記または各事業実施団体に確認してください。また、手話通訳のために必要な環境や注意点などは、このガイドラインを参照するとともに、事前に手話通訳者等に確認してください。特に、通訳者のための人数分の席と資料は忘れずに用意します。

## 要約筆記

### 要約筆記とは

音声で聞きとった話を要約し、紙やパソコンで文字に書き表して聴覚障害のある人に伝える方法、手話を使わない人にとって重要なコミュニケーション手段です。訓練を受けた要約筆記者が行うもので、筆談とは異なります。

要約筆記の方法はいくつかあります。

1. 要約筆記者が当事者の横で紙に書く（ノートテイク）
2. 要約筆記者がホワイトボード等を書く
3. 要約筆記者が書いた紙をカメラで読み取りプロジェクタ等で大きく投影
4. 要約筆記者がパソコンに文字を入力してプロジェクタ等で大きく投影

1 は筆記用具さえあれば場所を選ばず可能ですが、大人数が同時に利用することはできません。2 も比較的簡易な設備でできますが、長文には不向きです。3、4 は大人数が同時に利用できるため、会議や講演会などに適していますが、事前の準備が不可欠です。

### 要約筆記を利用するには

要約筆記も、手話通訳と同じ意思疎通支援として位置づけられ、要約筆記者が派遣されています。利用する際には手話通訳と同様の方法で依頼します。

要約筆記の場合、用具や環境などの用意が必要です。方法に応じて下記のものを用意します。詳細は要約筆記者と事前によく打ち合わせを行ってください。

- ・人数分の座席と机……会議などでは、紙の要約筆記は二人一組、パソコン要約筆記は四人一組で交替して担当することが一般的
- ・筆記用具：サインペン、用紙（例：A4 コピー用紙）など
- ・カメラ、プロジェクタ、スクリーン……投影の場合
- ・パソコン等一式……パソコン要約筆記の場合。必ず要約筆記者が持ち込む用具と、依頼者が用意するか借用するか選べる用具とがある
- ・事前資料……会議のプログラム、挨拶文や説明の原稿など、可能な範囲でなるべく提供する

## 手話マーク・筆談マーク



一般財団法人全日本ろうあ連盟が平成 28 年 12 月に策定したマークです。手話マークは「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」という意味を、筆談マークは「筆談で対応します」という意味を表します。様々な施設の窓口に掲示したり、イベント会場等で手話のできる案内係が身につけたり、当事者自身がコミュニケーション方法の配慮を求める際に提示したりすることを想定して策定されました。

## 補聴援助システム

マイクに入力した話し手の声を、補聴器や受信機内蔵の人工内耳に送信し、聴き取りを改善するシステムです。補聴器が周囲の騒音を拾ってしまうような騒がしい場所や、反響の多い場所、話し手と聞き手との距離が離れている場所などで役立ちます。電波の送信方法には、FM 方式とデジタル方式とがあります。

また、補聴器を付けた人の周囲に磁界を発生することで会場の放送設備の音を直接補聴器に伝える「磁気ループ」(磁気誘導ループ) と呼ばれる設備もあり、常設型のほかに任意の場所や個人に対応できる移動型のものもあります。

《困み記事》

手話言語条例の概要



## 盲ろう者が利用するコミュニケーション手段

### 盲ろう者向け通訳・介助員

盲ろう者とのコミュニケーション手段を提供するとともに、移動の際の介助を行います。利用するコミュニケーション手段は個人ごとに異なるので、その人に合った方法で通訳を行います。また、盲ろう者は移動にも困難さがあるので、自宅を出発してから帰宅するまで通訳・介助員が同行します。これは、用事のある場所で待ち合わせればよい手話通訳や要約筆記と異なる点です。

盲ろう者向けに通訳を行う場合、通訳・介助員は盲ろう者と並んだり向かい合ったりして座るので、どのような並び方が適切か事前に確認して座席を用意します。また、通訳・介助員のためにも配布資料などを用意します。

当事者が盲ろう者向け通訳・介助員を利用するときは、派遣事業実施団体に依頼します。県内では特定非営利活動法人千葉盲ろう者友の会が、友の会の会員を対象に派遣事業を行っています。

## カラーユニバーサルデザイン

カラーユニバーサルデザインの考え方

推奨配色セットの紹介（ウェブ上に資料あり）

## 先進的な取組について知る

### 最新技術の活用

委員から紹介があった機器、器具、アプリ等を紹介

### 自治体ごとの取組

災害時（避難所・避難途上）でのバンダナ（浦安市）

特別支援学校への有権者教育（習志野市選挙管理委員会）

# 情報保障についてより詳しく知る

## 災害時の避難支援・避難所での支援

避難支援の手引き、避難所運営の手引きから引用して記載

## 用語解説

胃ろう

オストメイト

拡大読書器

合理的な配慮の提供

識字障害（ディスレクシア）

社会的障壁

社会モデル

社交不安障害

障害者基本法

障害者権利条約

障害者差別解消法

障害者総合支援法における障害福祉サービス

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

障害福祉サービス（障害者総合支援法）

触地図

食道発声

人工喉頭

人工内耳

白杖

半側空間無視

筆談具

「FAX・メール110番システム」

不随意運動

不当な差別的取扱いの禁止・不利益取扱いの禁止

補聴援助システム

## 参考になるウェブサイト

合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ（内閣府）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

みんなのメンタルヘルス総合サイト（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

国立障害者リハビリテーションセンター

<http://www.rehab.go.jp/>

発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）

[http://www.rehab.go.jp/brain\\_fukyu/](http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/)

WITH 共に、豊かに生きていく（文教学院大学）

障害のある人への合理的配慮を推進する企業向け職場用実践リーフレット

<http://www.u-bunkyo.ac.jp/faculty/human/2016/09/with.html>

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり（千葉県）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/shougai-kurashi/>

マンガでわかる障害者差別解消法（千葉県）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/kenriyugo/kaishouhou/manga/>

## 障害のある人の情報・コミュニケーション手段に関する相談先

### このガイドラインについて

- 千葉県健康福祉部障害福祉課 障害者権利擁護推進室  
電話：043-223-2935 FAX：043-222-4133

### 点字・点字図書・録音図書について

- 千葉県文書館  
電話：043-227-7555 FAX：043-227-7550
- 千葉県立図書館  
中央図書館 電話：043-222-0116 FAX：043-225-8355  
西部図書館 電話：047-385-4133 FAX：047-384-1371  
東部図書館 電話：0479-62-7070 FAX：0479-62-7466
- 社会福祉法人愛光 視覚障害者総合支援センターちば（旧・千葉点字図書館）  
電話：043-424-2501 FAX：043-424-2486

### 千葉県ホームページウェブアクセシビリティ方針について

- 千葉県総合企画部報道広報課 放送・インターネット班  
電話：043-223-2245 FAX：043-227-0146

### 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）について

- 千葉県健康福祉部障害福祉課 障害保健福祉推進班  
電話：043-223-2340 FAX：043-222-4133

### 手話通訳、要約筆記の派遣制度について

- 千葉県健康福祉部障害福祉課 障害保健福祉推進班  
電話：043-223-2340 FAX：043-222-4133

※派遣申込は、当事者の居住市町村または派遣事業実施団体等に行います。

### 災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き、

### 災害時における避難所運営の手引きについて

- 千葉県防災危機管理部防災政策課 地域防災力向上班  
電話：043-223-2176 FAX：043-222-5208

### 千葉県防災ポータルサイトについて

- 千葉県防災危機管理部危機管理課 情報通信管理室  
電話：043-223-2178 FAX：043-222-5219

## 千葉県の危機管理体制について

- 千葉県防災危機管理部危機管理課 危機管理室  
電話：043-223-2168 FAX：043-222-1127

## 健康危機管理について

- 千葉県健康福祉部健康福祉政策課 健康危機対策室  
電話：043-223-2675 FAX：043-222-9023

## 当事者・支援者・関係団体一覧

### 視覚障害

- 公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会  
《点字資料、音訳テープの作成等》  
電話：043-421-5199 FAX：043-421-5179  
ウェブサイト：<http://tisikyo.sakura.ne.jp/>  
電子メール：[tisikyo@syd.odn.ne.jp](mailto:tisikyo@syd.odn.ne.jp)
- 社会福祉法人愛光 視覚障害者総合支援センターちば  
《点字印刷物の製作、用具の販売、ITに関する利用相談・情報提供等》  
電話：043-424-2501 FAX：043-424-2486  
ウェブサイト：<http://www.center-aikoh.net/>  
電子メール：[center@rc-aikoh.or.jp](mailto:center@rc-aikoh.or.jp)
- 社会福祉法人あかね ワークアイ・船橋  
《点字製本・点訳、テープ雑誌の制作、ウェブアクセシビリティ診断等》  
電話：047-336-5112 FAX：047-336-5114  
ウェブサイト：<http://akane-net.or.jp/>  
電子メール：[work-eye@gray.plala.or.jp](mailto:work-eye@gray.plala.or.jp)
- 特定非営利活動法人トライアングル西千葉  
《点訳資料の作成》  
電話：043-206-7101 FAX：043-207-7153  
ウェブサイト：[http://www9.plala.or.jp/triangle\\_nishi/](http://www9.plala.or.jp/triangle_nishi/)  
電子メール：[triangle@xpost.plala.or.jp](mailto:triangle@xpost.plala.or.jp)
- 日本視覚障がい情報普及支援協会  
《視覚障害のある人のための音声コード》  
ウェブサイト：<http://www.javis.jp/>

## 聴覚障害

### ●社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会（千葉聴覚障害者センター）

《手話通訳・要約筆記の派遣等》

電話：043-308-6372 FAX：043-308-5562

ウェブサイト：<http://www.chibadeaf.or.jp/>

電子メール：[chibadeaf@deaf.or.jp](mailto:chibadeaf@deaf.or.jp)

### ●特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会

《筆記ボードの普及等》

電話・FAX：047-432-8039

ウェブサイト：<http://www.normanet.ne.jp/~nanohana/>

電子メール：[ccnk39@kzd.biglobe.ne.jp](mailto:ccnk39@kzd.biglobe.ne.jp)

## 盲ろう

### ●特定非営利活動法人千葉盲ろう者友の会

《盲ろう者通訳・介助員の派遣等》

電話・FAX：043-242-9258

ウェブサイト：<http://www015.upp.so-net.ne.jp/chibadb/>

電子メール：[chibadb@hotmail.co.jp](mailto:chibadb@hotmail.co.jp)

## 音声等

### ●京葉喉友会

《喉頭を摘出した音声機能障害のある人の発声訓練・情報交換等》

電話・FAX：04-7159-2163

電子メール：[it181325@yahoo.co.jp](mailto:it181325@yahoo.co.jp)

### ●千葉言友会（吃音のある人の自助グループ）

ウェブサイト：<http://chibag-y-k.jimdo.com/>

電子メール：[chibagenyuukai@gmail.com](mailto:chibagenyuukai@gmail.com)

## 身体障害

### ●社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会

電話：043-245-1746 FAX：043-245-1578

ウェブサイト：<http://chibashinsyoukyou.style.coocan.jp/>

電子メール：[BCG03245@nifty.com](mailto:BCG03245@nifty.com)

## 難病等

- 日本 ALS 協会千葉県支部

ウェブサイト：<http://als-chiba.org/>

## 知的障害

- 千葉県手をつなぐ育成会（知的障害者の保護者、支援者の団体）

電話：043-246-2181 FAX：043-242-6494

ウェブサイト：<http://www.chi-ikuseikai.com/>

電子メール：[info@chi-ikuseikai.com](mailto:info@chi-ikuseikai.com)

## 重症心身障害

- 千葉県重症心身障害児（者）を守る会

電話：043-242-1230 FAX：043-248-2884（ワークホームさいわい内）

## 精神障害

- 特定非営利活動法人千葉県精神障害者家族会連合会

電話：090-3095-7938

電子メール：[chibakenkaren@gmail.com](mailto:chibakenkaren@gmail.com)

## 高次脳機能障害

- 千葉リハビリテーションセンター 高次脳機能障害支援センター

電話：043-291-1831 FAX：043-291-1857

ウェブサイト：<http://www.chiba-reha.jp/koujinou-center/>

## 発達障害

- 千葉県発達障害者支援センター（CAS）

電話：043-227-8557 FAX：043-227-8559

ウェブサイト：<http://www5e.biglobe.ne.jp/~cas-cas/>

- 千葉県自閉症協会

電話：FAX：043-227-8565（CAS内）

ウェブサイト：<http://www.interq.or.jp/japan/aschiba/>

- 千葉発達障害児・者親の会コスモ

ウェブサイト：<http://cosmohp.web.fc2.com/>

## 色弱

- 特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構

ウェブサイト：<http://www.cudo.jp/>